

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ

るその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一編 「略」 第二編 財務諸表 「第一章・第二章 略」 第三章 損益計算書 「第一節～第六節 略」 第七節 雑則（第九十六条―第九十八条の三） 「第四章～第七章 略」 「第三編～第六編 略」 附則 （リースに関する注記） 第八条の六 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一 財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。）である場合 次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 会計方針に関する情報 次に掲げる会計処理を行った場合に
改正前	目次 第一編 「同上」 第二編 「同上」 「第一章・第二章 同上」 第三章 「同上」 「第一節～第六節 同上」 第七節 雑則（第九十六条―第九十八条の二） 「第四章～第七章 同上」 「第三編～第六編 同上」 附則 （リース取引に関する注記） 第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただ

は、その旨及び当該会計処理の内容

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理
- (3) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項

- (1) 次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

① 使用権資産（借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額

② 次に掲げる会計処理を行った場合には、当該会計処理を行ったリースに係るリース負債が含まれる科目及び当該リース負債の金額

③ 次に掲げる会計処理を行った場合であつて、かつ、権利金等の減価償却を行わなかったときは、償却していない旧借地権（借地借家法（平成三年法律第九十号）附則第二条の規定による廃止前の借地法（大正十年法律第四十九号）の規定により設定された借地権をいう。③において同じ。）の設定に係る権利金等又は普通借地権（定期借地権（

し、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ 当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ リース資産の減価償却の方法

二 財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ 当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ 当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未經過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3 転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。

借地借家法第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二
条第一項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条
第一項の規定の適用を受けるものをいう。）以外の借地権
（旧借地権を除く。）をいう。）の設定に係る権利金等が
含まれる科目及び当該権利金等の金額

(2) 次のⅰ又はⅱに掲げる場合の区分に応じ、当該ⅰ又はⅱに
定める事項（損益計算書において区分して表示していないも
のに限る。）

ⅰ 短期リース（リース開始日において、借手のリース期間
が十二月以内であり、購入オプションを含まないリースを
いう。）について、リース開始日に使用権資産及びリース
負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわ
たつて費用として計上する場合 当該短期リースに係る費
用の発生額が含まれる科目及びその発生額（借手のリース
期間が一月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る
費用の発生額を除く。）

ⅱ 借手の変動リース料をリース負債に含めない場合 当該
変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその
発生額

(3) セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資
産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利
を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。以下
この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手

以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及
び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該
当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリー
ス債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額
を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リ
ース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しな
ければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を
省略することができる。

4 前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作
成している場合には、記載することを要しない。

-
- である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。)については、次のⅰからⅲまでに掲げる場合の区分に応じ、当該ⅰからⅲまでに定める事項
- ⅰ セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益を損益計算書において区分して表示していない場合 当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額
 - ⅱ 資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取引として会計処理を行った場合 当該会計処理を行った資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額
 - ⅲ ⅱの会計処理以外の会計処理を行った場合 当該セール・アンド・リースバック取引の主要な条件
- (4) サブリース取引（原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引をいう。(4)において同じ。)については、次のⅰからⅲまでに掲げる場合の区分に応じ、当該ⅰからⅲまでに定める事項
- ⅰ 使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合 当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額
 - ⅱ ヘッドリース（サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。)における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区
-

分して表示していない場合 当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額

④ 転リース取引（サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。）に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であつて、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合 当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 次に掲げる事項

- (1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。）
- (2) 使用権資産の増加額
- (3) 使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

二 財務諸表提出会社がファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に

伴つて生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。
。以下同じ。）の貸手である場合 次のイ又はロに掲げる情報の
区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ リース特有の取引に関する情報 次の(1)又は(2)に掲げる場合
の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) リース債権及びリース投資資産に関して、貸借対照表にお
いて次のⅰ又はⅱに掲げる事項を区分して表示していない場
合 次に掲げる事項

ⅰ リース債権について、リース料債権（将来のリース料を
收受する権利をいう。イ(1)並びにロ(3)及び(4)において同じ
。）部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）

ⅱ 及び受取利息相当額

ⅲ リース投資資産について、リース料債権部分及び見積残
存価額部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る
。）並びに受取利息相当額

(2) リース債権及びリース投資資産に含まれない将来の業績等
により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分
して表示していない場合 当該収益が含まれる科目及び当該
収益の金額

ロ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するた
めの情報 次に掲げる事項

(1) リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(2) リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容	(3) リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額	(4) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額	三 財務諸表提出会社がオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合に次に掲げる事項	イ リース特有の取引に関する情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合には、当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額	ロ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に係る貸借対照表日後五年内における一年ごとの受取予定額及び貸借対照表日後五年超の受取予定額
----------------------------------	--	--	--	---	--

2	前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
3	第一項第一号ロ及びハ、第二号並びに第三号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該事項の記載を省略することができる。
4	第一項第一号イに掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
5	第一項第一号ロ(1)ⅰに掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。
6	第一項第一号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。
7	第一項第二号イ(1)に掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号イ(1)ⅰ及びⅱを合算して注記することができる。
8	第一項第二号ロに掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 「略」

二 金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

「イ」ニ 略」

三 金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

「(1)」(3) 略」

「ハ・ニ 略」

「2」8 略」

9 社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 「同上」

一 「同上」

二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

「イ」ニ 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

「(1)」(3) 同上」

「ハ・ニ 同上」

「2」8 同上」

9 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に

区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第二百一十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10
〔略〕

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 略」

2 前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3 第一項第二号の賃貸等不動産の貸借対照表計上額について、貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第二百一十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

10
〔同上〕

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

4 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十六条の二 所有権移転ファイナンス・リース（契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース（所有権移転ファイナンス・リース以外のファイナンス・リースをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができ

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十六条の二 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。

2 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

（流動資産の区分表示）

第十七条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

る。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第四号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第五号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号及び第五号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二条 次に掲げる資産（第一号から第八号までに掲げる資産にあつては、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

「一七 略」

八 使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

「項を加える。」

「項を加える。」

（有形固定資産の範囲）

第二十二条 次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

「一七 同上」

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

「九・十 略」

(有形固定資産の区分表示)

第二十三条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一〇七 略」

八 使用権資産（対応する原資産が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

「九・十 略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。

(減価償却累計額の表示)

第二十五条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記する

「九・十 同上」

(有形固定資産の区分表示)

第二十三条 「同上」

「一〇七 同上」

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

「九・十 同上」

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

(減価償却累計額の表示)

第二十五条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記する

ことを妨げない。

第二十六条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、使用権資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2 「略」

（無形固定資産の範囲）

第二十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

「一」十一 略

十二 使用権資産（対応する原資産が第二号から第七号まで、第九号から前号まで及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

「十三・十四 略」

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない

ことを妨げない。

第二十六条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

2 「同上」

（無形固定資産の範囲）

第二十七条 「同上」

「一」十一 同上

十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十四号に掲げるものである場合に限る。）

「十三・十四 同上」

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 「同上」

らない。

「二〇九 略」

十 使用権資産（対応する原資産が第二号から第六号まで、第八号、前号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

「十一・十二 略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第一号、第七号、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

「二〇五 略」

六 使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

七 「略」

第三十一条の三 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産

「二〇九 同上」

十 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

「十一・十二 同上」

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 「同上」

「二〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

第三十一条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース

のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一十三 略」

十四 使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

十五 「略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、同項第十四号に掲げる項目に属する資産については、同項第十五号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

第三十三条 第三十二条第一項第十五号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 リース負債のうち、一年内に期限が到来するものは

投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 「同上」

「一十三 同上」

「号を加える。」

十四 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

第三十三条 第三十二条第一項第十四号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち

、流動負債に属するものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

「一〇三 略」

四 リース負債

「五〇十四 略」

「二〇五 略」

6 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

第五十一条の二 リース負債のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

ち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四 リース債務

「五〇十四 同上」

「二〇五 同上」

「項を加える。」

第五十一条の二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一〇三 略」

四 リース負債

「五〇十 略」

「2・3 略」

4 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

(営業外費用の表示方法)

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認め

(固定負債の区分表示)

第五十二条 「同上」

「一〇三 同上」

四 リース債務

「五〇十 同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

(営業外費用の表示方法)

第九十三条 営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該

られるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第九十八条の三 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第三百三条の二において同じ。）

二 ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三 オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第三百三条の二において同じ。）

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

「項を加える。」

「条を加える。」

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第百十九条 「略」

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。

「一〇六の二 略」

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

「イホ 略」

へ 借入金、長期未払債務、リース負債、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

第百十九条 「同上」

2 前項第三号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（特定事業を営む会社の附属明細表）

第二百二十二条 「同上」

「一〇六の二 同上」

七 「同上」

「イホ 同上」

へ 借入金、長期未払債務、リース負債、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

ト 「略」

「八十三 略」

第二百二十五条 当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

（各資産の範囲）

第二百五十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（リースに関する注記）

第二百二十条 第八条の六の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあ

ト 「同上」

「八十三 同上」

第二百二十五条 当該事業年度期首及び当該事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

（各資産の範囲）

第二百五十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（リース取引に関する注記）

第二百二十条 第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提

るのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第三項及び第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百三十九条 第八条の三十第一項(第一号及び第四号を除く。)、第二項(第一項第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、第一項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百三十九条 第八条の三十(第一項第一号及び第四号を除く。)の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 「略」

(各資産の範囲)

第二百四十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百五十条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができ、この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならぬ。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及

2 「同上」

(各資産の範囲)

第二百四十九条 第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百五十条 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

び同項第四号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第四号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一〇三 略」

四 リース負債

「五〇八 略」

「2〇4 略」

5 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第四号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

「項を加える。」

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条 「同上」

「一〇三 同上」

四 リース債務

「五〇八 同上」

「2〇4 同上」

「項を加える。」

(固定負債の区分表示)

第二百六十五条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一・二 略」

三 リース負債

「四〇七 略」

「二〇四 略」

5 前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 「略」

2 「略」

3 第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第三百三条の二 第九十八条の三の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

(固定負債の区分表示)

第二百六十五条 「同上」

「一・二 同上」

三 リース債務

「四〇七 同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

「条を加える。」

—

—

—

様式第五号

【貸借対照表】

		(単位：円)	
		前事業年度	当事業年度
		(年 月 日)	(年 月 日)
資産の部			
[略]			
固定資産			
有形固定資産			
[略]			
使用権資産		×××	×××
減価償却累計額		△×××	△×××
使用権資産 (純額)		×××	×××
[略]			
無形固定資産			
[略]			
使用権資産		×××	×××
[略]			
投資その他の資産			
[略]			
投資不動産		×××	×××
[略]			
投資不動産 (純額)		×××	×××
使用権資産		×××	×××
[略]			
[略]			
負債の部			
流動負債			
[略]			

様式第五号

【貸借対照表】

		(単位：円)	
		前事業年度	当事業年度
		(年 月 日)	(年 月 日)
[同左]			
[同左]			
[同左]			
[同左]			
[同左]			
リース資産		×××	×××
減価償却累計額		△×××	△×××
リース資産 (純額)		×××	×××
[同左]			
[同左]			
[同左]			
リース資産		×××	×××
[同左]			
[同左]			
[同左]			
投資不動産 (純額)		×××	×××
[同左]			
[同左]			
[同左]			
[同左]			
[同左]			

リース負債	×××	×××
【略】		
固定負債		
【略】		
リース負債	×××	×××
【略】		
【略】		
(記載上の注意)		
【1.・2. 略】		

様式第五号の二
【貸借対照表】

		(単位： 円)	
		前事業年度	当事業年度
		(年 月 日)	(年 月 日)
資産の部			
【略】			
固定資産			
有形固定資産			
【略】			
使用権資産		×××	×××
【略】			
無形固定資産			
【略】			
使用権資産		×××	×××
【略】			
投資その他の資産			
【略】			
繰延税金資産		×××	×××
使用権資産		×××	×××

リース債務	×××	×××
【同左】		
【同左】		
【同左】		
リース債務	×××	×××
【同左】		
【同左】		
(記載上の注意)		
【1.・2. 同左】		

様式第五号の二
【貸借対照表】

		(単位： 円)	
		前事業年度	当事業年度
		(年 月 日)	(年 月 日)
【同左】			
【同左】			
【同左】			
【同左】			
リース資産		×××	×××
【同左】			
【同左】			
リース資産		×××	×××
【同左】			
【同左】			
繰延税金資産		×××	×××

【略】 【略】 【略】 負債の部 流動負債 【略】 リース負債 【略】 固定負債 【略】 リース負債 【略】 【略】 (記載上の注意) 【1. ～3. 略】 4. <u>ファイナンス・リース</u>の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。 【5. ・6. 略】				【同左】 【同左】 【同左】 【同左】 【同左】 【同左】 リース債務 【同左】 【同左】 【同左】 リース債務 【同左】 【同左】 【同左】 (記載上の注意) 【1. ～3. 同左】 4. <u>ファイナンス・リース取引</u>の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。 【5. ・6. 同左】			
様式第六号 【損益計算書】 (単位：円) 前事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 当事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 【略】 営業外費用 支払利息 リース負債に係る利息費用				様式第六号 【損益計算書】 (単位：円) 前事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 当事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 【同左】 営業外費用 支払利息			

〔略〕
〔略〕
(記載上の注意)
〔略〕

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残 高 (円)	当 期 増加額 (円)	当 期 減少額 (円)	当期末 残 高 (円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (円)	当 期 償却額 (円)	差 引 当期末 残 高 (円)
〔略〕							
長期前払費用							
使用権資産 (投資その他の 資産)							
〔略〕							

(記載上の注意)
1. 有形固定資産 (第23条第1項各号に掲げられている資産)、無形固定資産 (第28条第1項各号に掲げられている資産)、長期前払費用、使用権資産 (第32条第1項第14号に掲げられている資産) 及び繰延資産 (第37条第1項各号に掲げられている資産) について記載すること。
〔2. ～11. 略〕

様式第十三号

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
-----	-------	-------	------	------

〔同左〕
〔同左〕
(記載上の注意)
〔同左〕

様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残 高 (円)	当 期 増加額 (円)	当 期 減少額 (円)	当期末 残 高 (円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (円)	当 期 償却額 (円)	差 引 当期末 残 高 (円)
〔同左〕							
長期前払費用							
〔項を加える。〕							
〔同左〕							

(記載上の注意)
1. 有形固定資産 (第23条第1項各号に掲げられている資産)、無形固定資産 (第28条第1項各号に掲げられている資産)、長期前払費用 及び繰延資産 (第37条第1項各号に掲げられている資産) について記載すること。
〔2. ～11. 同左〕

様式第十三号

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
-----	-------	-------	------	------

	(円)	(円)	(%)	
【略】				
1年以内に返済予定のリース負債				—
【略】				
リース負債（1年以内に返済予定のものを除く。）				
【略】				

（記載上の注意）

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース負債、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

【2.・3. 略】

4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債については「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

5. リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

6. 【略】

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

(単位：円)

前事業年度 当中間会計期間

	(円)	(円)	(%)	
【同左】				
1年以内に返済予定のリース債務				—
【同左】				
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）				
【同左】				

（記載上の注意）

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

【2.・3. 同左】

4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務については「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

5. リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

6. 【同左】

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

(単位：円)

前事業年度 当中間会計期間

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(リースに関する注記) 第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六(第三項及び第四項を除く。)の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。 (関連当事者との取引に関する注記) 第十五条の四の二 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引(当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。)を行っている場合には、その重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。 「二八 略」
改正前	(リース取引に関する注記) 第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六(第四項を除く。)の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。 (関連当事者との取引に関する注記) 第十五条の四の二 「同上」 「二八 同上」

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八條の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権をいう。第二十三條第一項第三号及び第三号の二並びに第二百三十五條第一項第三号及び第三号の二において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項 「イゝハ 略」 十 「略」 〔2ゝ6 略〕	九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八條の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権をいう。第二十三條第一項第三号及び第二百三十五條第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項 「イゝハ 同上」 十 「同上」 〔2ゝ6 同上〕
（金融商品に関する注記） 第十五条の五の二 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一 「略」 二 金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項 「イゝニ 略」 三 金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項 イ 「略」	（金融商品に関する注記） 第十五条の五の二 「同上」 一 「同上」 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項 「イゝニ 同上」 三 「同上」 イ 「同上」

ロ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）

「」の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

「ハ・ニ 略」

〔2～8 略〕

9 社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要

ロ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）

「」の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

〔(1)～(3) 同上〕

「ハ・ニ 同上」

〔2～8 同上〕

9 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 略」

2 前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3 第一項第二号の賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

（各資産の範囲）

第二十二條 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二十三條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い

「一〇四 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

（各資産の範囲）

第二十二條 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二十三條 「同上」

、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第二号から第二号の三までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一〇二の三 略〕

三 リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二 リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

〔四〇八 略〕

〔二〇五 略〕

6 第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及

〔一〇二の三 同上〕

三 リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

〔号を加える。〕

〔四〇八 同上〕

〔二〇五 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に
対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する
資産を一括して表示することができる。

8 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三
号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（
第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含め
て表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第
三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当
該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に
従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければな
らない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分
の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示すること
が適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科
目をもつて一括して掲記することができる。

〔一〇三 略〕

四 使用権資産（対応する原資産が前三号及び第六号に掲げるもの
である場合に限る。）

〔五・六 略〕

2
〔略〕

〔項を加える。〕

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリ
ース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前三号及
び第六号に掲げるものである場合に限る。）

〔五・六 同上〕

2
〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。 4 「略」	3 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。 4 「同上」
（無形固定資産の区分表示） 第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。 一 「略」 二 使用権資産（対応する原資産が第四号に掲げるもの（財務諸表等規則第二十七条第八号に掲げるものを除く。）である場合に限る。） 「三・四 略」	（無形固定資産の区分表示） 第二十八条 「同上」 一 「同上」 二 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号及び第四号に掲げるものである場合に限る。） 「三・四 同上」
2 「略」 3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目に属する資産については、同項第四号に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。 「4・5 略」 （投資その他の資産の区分表示等）	2 「同上」 3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。 「4・5 同上」 （投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一〇四 略」

五 使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

六 「略」

「2〇4 略」

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

6 第一項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げる項目に属する資産については、同項第六号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（流動負債の区分表示）

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、

第三十条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

五 「同上」

「2〇4 同上」

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

「項を加える。」

（流動負債の区分表示）

第三十七条 「同上」

他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三|| リース負債

「四〽八 略」

「2〽6 略」

7|| 第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号及び第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三|| リース負債

「一・二 同上」

三|| リース債務

「四〽八 同上」

「2〽6 同上」

「項を加える。」

（固定負債の区分表示）

第三十八条 「同上」

「一・二 同上」

三|| リース債務

「四〇十 略」

「2〇4 略」

5 第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第五十八条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2 前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用を含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第六十七条の二 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付

「四〇十 同上」

「2〇4 同上」

「項を加える。」

（営業外費用の表示方法）

第五十八条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

「項を加える。」

「条を加える。」

した科目をもつて掲記しなければならない。

一 ファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第二百八十六条の二において同じ。）に係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。）

二 ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三 オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第九十条 「略」

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第九十条 「同上」

2 前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（金融商品に関する注記）

第百十一条 金融商品（リース負債を除く。）については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2～8 略〕

（各資産の範囲）

第百二十八条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三

2 前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

（金融商品に関する注記）

第百十一条 金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2～8 同上〕

（各資産の範囲）

第百二十八条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三

十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(リースに関する注記)

第二百八条 財務諸表等規則第八条の六（第三項及び第四項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と読み替えるものとする。

十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(リース取引に関する注記)

第二百八条 財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百二十五条 第十五条の二十四第一項(第一号及び第四号を除く。)、第二項(第一項第二号に係る部分に限る。)、及び第三項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第一項第二号中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第三項中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十五条の二十四第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

(各資産の範囲)

第二百三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百二十五条 第十五条の二十四(第一号及び第四号を除く。)の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

(各資産の範囲)

第二百三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の

日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百三十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一・二 略〕

三 リース債権(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

三の二 リース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

〔四〇六 略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号(第三号及び第

日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百三十五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 リース債権及びリース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

〔号を加える。〕

〔四〇六 同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産を一括して表示することができる。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第二百五十条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記すること

「項を加える。」

「項を加える。」

（流動負債の区分表示）

第二百五十条 「同上」

ができる。

「一・二 略」

三 リース負債

「四〽七 略」

「2〽4 略」

5 第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三 リース負債

「四〽八 略」

「2〽4 略」

「一・二 同上」

三 リース債務

「四〽七 同上」

「2〽4 同上」

「項を加える。」

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条 「同上」

「一・二 同上」

三 リース債務

「四〽八 同上」

「2〽4 同上」

5 前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(営業外費用の表示方法)

第二百七十五条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2 第五十八条第二項の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第二百八十六条の二 第六十七条の二の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第三百十条 第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合にお

「項を加える。」

(営業外費用の表示方法)

第二百七十五条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

「項を加える。」

「条を加える。」

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第三百十条 第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合にお

いて、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、第八十八条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

いて、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

様式第四号

【連結貸借対照表】

		(単位：円)	
		前連結会計年度	当連結会計年度
		(年 月 日)	(年 月 日)
資産の部			
流動資産			
[略]			
リース債権	×××	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
リース債権 (純額)	×××	×××	×××
リース投資資産	×××	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
リース投資資産 (純額)	×××	×××	×××
[略]			
固定資産			
有形固定資産			
[略]			
使用権資産	×××	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	△×××
使用権資産 (純額)	×××	×××	×××
[略]			
無形固定資産			
[略]			
使用権資産	×××	×××	×××
[略]			
投資その他の資産			
[略]			
繰延税金資産	×××	×××	×××
使用権資産	×××	×××	×××

様式第四号

【連結貸借対照表】

		(単位：円)	
		前連結会計年度	当連結会計年度
		(年 月 日)	(年 月 日)
[同左]			
[同左]			
[同左]			
リース債権及びリース投資資産	×××	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
リース債権及びリース投資資産 (純額)	×××	×××	×××
[同左]			
[同左]			
[同左]			
リース資産	×××	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	△×××
リース資産 (純額)	×××	×××	×××
[同左]			
[同左]			
[同左]			
リース資産	×××	×××	×××
[同左]			
[同左]			
繰延税金資産	×××	×××	×××

【略】 【略】 【略】 負債の部 流動負債 【略】 リース負債 【略】 固定負債 【略】 リース負債 【略】 【略】 （記載上の注意） 〔 1 . ・ 2 . 略〕				【同左】 【同左】 【同左】 【同左】 【同左】 【同左】 リース債務 【同左】 【同左】 【同左】 リース債務 【同左】 【同左】 【同左】 （記載上の注意） 〔 1 . ・ 2 . 同左〕			
様式第五号 【連結損益計算書】 （単位： 円） 前連結会計年度 当連結会計年度 （自 年 月 日 至 年 月 日） （自 年 月 日 至 年 月 日）				様式第五号 【連結損益計算書】 （単位： 円） 前連結会計年度 当連結会計年度 （自 年 月 日 至 年 月 日） （自 年 月 日 至 年 月 日）			
【略】 営業外費用 支払利息 リース負債に係る利息費用 【略】 【略】 （記載上の注意） 【略】				【同左】 【同左】 支払利息 【同左】 【同左】 【同左】 （記載上の注意） 【同左】			

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
[略]				
1年以内に返済予定 のリース負債				—
[略]				
リース負債（1年以内に 返済予定のものを 除く。）				
[略]				

(記載上の注意)

- 第77条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース負債、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。6において同じ。）については、短期借入金、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

[2. ～4. 略]

- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

- リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記するこ

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
[同左]				
1年以内に返済予定 のリース債務				—
[同左]				
リース債務（1年以内に 返済予定のものを 除く。）				
[同左]				

(記載上の注意)

- 第77条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。6において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

[2. ～4. 同左]

- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

- リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記するこ

と。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース負債、長期借入金及びその他の有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

7. [略]

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
リース債権 (純額)	×××	×××
リース投資資産 (純額)	×××	×××
[略]		
[略]		
負債の部		
流動負債		
[略]		
リース負債	×××	×××
[略]		
固定負債		
[略]		
リース負債	×××	×××
[略]		
[略]		
(記載上の注意)		
[略]		

と。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

7. [同左]

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース債権及びリース投		
資産 (純額)	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース債務	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
(記載上の注意)		
[同左]		

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

(単位：円)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)

【略】

営業外費用	×××	×××
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××

【略】

【略】

(記載上の注意)

【略】

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

(単位：円)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 年 月 日	(自 年 月 日
至 年 月 日)	至 年 月 日)

【同左】

支払利息	×××	×××
------	-----	-----

【同左】

【同左】

(記載上の注意)

【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び第三項において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含

まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第一百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額

の説明

4 前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第三百十条の規定を除く。）は、令和九年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項及び第三項において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則（第三百十条の規定を除く。）の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第三百十条の改正規定に係るものを除くほか、連結財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新連結財務諸表規則第二十三条第一項及び第六項から第八項まで、第六十七条の二（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十二条、第二百二十八条及び第二百三十四条において準用する新財務諸表等規則第三十一条の三の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結

貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債

との差額の説明